



日英新租税条約を署名

制度調査部
吉井 一洋

源泉地国の配当限度税率を引下げ、利子を一部免税

【要約】

2006年2月2日、日本と英国の両国政府間で新しい租税条約の署名が行われた。

新租税条約では、親子間配当の源泉地国の限度税率を5%（一定の親子間配当などは免税）、一般の配当を10%に軽減し、政府・年金基金・金融機関が受け取る利子は源泉地国免税となっている。

新条約が2006年12月31日以前に発効した場合は、上記の新しい限度税率は、2007年1月1日から適用される。

2006年2月2日、ロンドンで日本と英国両国の政府間で新しい租税条約の署名が行われた。今回の改正の理由としては、現行の租税条約が1970年に発効（1980年に一部改正）した後35年が経過し、実状にそぐわなくなったこと、2003年に日本と米国の間で租税条約が見直されたため、これとバランスをとる必要があることが挙げられる。したがって、改正後の租税条約の内容は、日米租税条約の内容とかなり近いものとなっている。

日英両国政府間では、2004年11月に見直しの交渉を正式に開始し、2005年7月に両国政府間で基本合意に達し、今回、正式な署名に至った。

新条約は、両国の国内法の手続き（わが国では国会の承認）に従って承認された後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日の翌日から30日目の日に効力が生じる。新条約が2006年12月31日以前に発効した場合には、わが国では、新条約は次のものに適用される。

- (1) 源泉徴収される租税に関しては、2007年1月1日以後に租税を課される額
- (2) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、2007年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

上記(1)が適用されるものの例として、配当（第10条）・利子（第11条）・使用料（第12条）を取り上げると、源泉地での限度税率は次のとおりになる。

新条約での配当・利子・使用料の源泉地国での限度税率

	現行条約		新条約	
配当	親子会社間配当 (持株割合10%以上 ^{注1} or 持株割合25%以上 ^{注2})	10%	免税 (持株割合50%以上の法人株主) ^{注3}	年金基金・ 年金計画が 受け取る配当 : 免税
	上記以外の配当	15%	5% (持株割合10%以上の法人株主) ^{注4}	
利子	10%	10%	10% (政府、中央銀行、年金基金、一定の金融機関等が受け取る利子は免税)	
使用料	10%		免税	

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。

- (注1) 配当の受益者が、配当を支払う英国法人の議決権を直接・間接に10%以上保有する日本の法人株主の場合に適用される。
- (注2) 配当の受益者が、配当を支払う日本法人の議決権を配当に係る事業年度末先立つ12ヶ月間に25%以上保有する英国の法人株主の場合に適用される。
- (注3) 新条約では、配当基準日以前6ヶ月間を通じ、配当を支払う法人の議決権のある株式の50%以上の株式を直接・間接に保有する法人株主が受け取る配当が、源泉地国免税となる。
- (注4) 新条約では、配当基準日以前6ヶ月間を通じ、配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上の株式を直接・間接に保有する法人株主が受け取る配当が、源泉地国免税となる。

その他、日英新租税条約には下記の規定も盛り込まれている。

租税回避の防止のための措置

特典条項（第22条）

投資所得に対する源泉地国課税が大幅に軽減したことに伴い、条約特典の濫用のおそれが増大すると考えられることから、これを防止するため、条約上の特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。

条約濫用のための個別の取引を否認する規定（第10、11、12、21条）

日英以外の第三国に居住する者が、日英条約の特典を受けるためにいずれか一方の締約国に「パ-パ-カパ-」を設立し、当該「パ-パ-カパ-」を介して一定の取引を行うこと又は当該「パ-パ-カパ-」を介した取引を行う主たる目的が条約特典を受けることである場合には、当該取引について条約特典を否認する。

匿名組合に対する課税の取扱い（日本の源泉地国課税を確保・第20条）

匿名組合を利用した租税回避という事態が日英間で生じないように、匿名組合契約に関連して取得される所得又は収益に対して、国内法に従って、源泉課税する。

その他

上記の他に次のような規定を設けている。

両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への対応（第4条）

移転価格課税の処分の期間制限（課税年度終了時から7年以内の調査開始に制限・第9条）